

⇩ 電子公告と電磁的方法による公告

Q : 決算公告には、電子公告のほかに電磁的方法による公告もあると聞きました。どのように違うのですか？

A : 次のように違います。

【解説】

株式会社(有限会社を含む)は、会社法が施行されてから、決算公告をしなければならず、公告をしないと取締役等に100万円以下の過料が課されることとなっています。

中小企業の公告方法には、①官報への掲載、②日刊新聞社への掲載、③電子公告の3つの方法があり、①②の場合には電磁的開示による方法も認められています。

なお、会社の公示方法は、定款の任意記載事項とされていますので、必ずしも登記が必要というわけではありませんが、電子公告をする場合には必ず定款に定めなければならず、定款に定めがない場合は、官報による公告を選択したとみなされることになっています。

電子公告も電磁的開示も決算公告は、貸借対照表の詳細を定時株主総会后5年間、ホームページ等に公開しなければなりません。電磁的開示は決算公告だけをホームページ上で開示するのに対し、電子公告はすべての公告がホームページ等でできるという点で違いがあります。

また、電子公告の場合には、公告期間中、その公告がホームページ上できちんと公告されているかどうかの調査を受けなければならないとされている点においても違いがあります。

